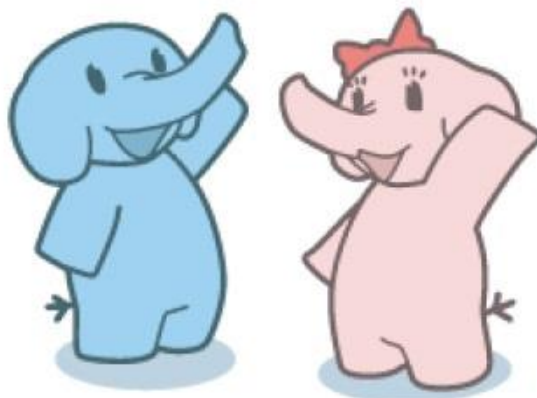


生ごみ処理機器購入支援制度

♪ ご利用のてびき ♪

家庭から出る「もやすごみ」の約40%は「生ごみ」です。

我が家でもできる、生ごみ減量に取り組んでみませんか？



「ナハソウくん」
那覇市ごみ分別
イメージキャラクター

「ナハヨちゃん」
那覇市ごみ分別
イメージキャラクター

【申請先・お問合せ先】

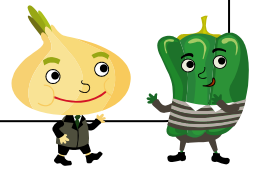
那覇市 環境部 廃棄物対策課

那覇市泉崎1丁目1番1号(7階)

☎:098-951-3231 FAX:098-951-3230

◎奨励金交付の目的

この奨励金制度は、ごみの減量化のために、生ごみ処理機又は処理容器を購入する世帯に対し、本体価格の一部を奨励金として交付する制度です。生ごみを乾燥させたり、肥料にしたりすることで、家庭から出るごみの減量化、資源化を行うことを目的としています。



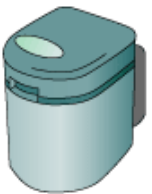
◎奨励金交付の対象となる方

奨励金交付の対象となる方は、次の項目を全て満たす方です。

- ① 那覇市内に住所を有し、かつ居住している方。
- ② 初めて申請される方、又は、過去に処理機の交付を受けた方は5年以上、処理容器の交付を受けた方は2年以上が経過している方。
- ③ 購入後12ヶ月以内に申請をする方。

◎奨励金の対象機器

- ① 生ごみ処理機 — 電気型、バイオ型など（1世帯1台まで）
- ② 生ごみ処理容器 — コンポスト容器など（1世帯2台まで）



* 奨励金の交付は、1世帯につき①か②のいずれかのみです。

* 本体に付属している消耗品（EM ぼかしなど）は奨励金対象外です。

◎奨励金額

処理機又は処理容器の本体価格の3分の2(限度額3万円)

* 小数点以下は切り捨て

◎販売店

販売店の指定はありませんが、市内の販売店を優先して購入していただきますようお願いいたします。

◎奨励金の申請・交付

年間を通じて申請を受け付けていますが、年度の途中で交付予定金額に達した場合、申請を締め切る場合があります。

商品購入



申請・審査

商品購入後12か月以内に申請ください。

提出いただいた申請書類を審査します。



★奨励金の交付

受付月の翌月に交付決定通知書をお送りし、

提出いただいた通帳の口座に奨励金を振り込みます。

①申請書（第1号）

廃棄物対策課にて配付しています。

（申請で来所した際に窓口で記入していただいても構いません。
窓口で記入する場合は下記②添付書類（1～4）と印鑑（認印でも可）をご持参ください。）

* 那覇市のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/online/sinsei/kurasisumaidouro/gomi/1.html>

②添付書類

1. 申請者の身分証明書の写し

* 運転免許証、保険証、住民票、パスポートなど

2. レシート、明細書、領収書

* 本体価格（税抜）がわかるもの

3. 設置した生ごみ処理機又は生ごみ処理容器のカラー写真

* どこに設置したかがわかるもの

4. 申請者の預金通帳の写し

* 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人がわかるもの

③申請方法

申請書、添付書類を、廃棄物対策課へ持参または郵送にて提出して下さい。（不備や誤りがある場合は受付できません。）

◎申請書の書き方

第1号様式

見本

〇〇年〇〇月〇〇日

生ごみ処理機又は処理容器奨励金交付申請書

那 覇 市 長 宛

生ごみ処理機又は処理容器奨励金の交付を受けたいので、那覇市生ごみ処理機及び処理容器奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

申請者	フリガナ	カンキョウ ハナコ		世帯主名	環境 太郎
	氏名	環境 花子	印		
	住所	(〒)900-0000 那覇市 泉崎1-1-1 〇〇アパート 〇〇〇号室			
	生年月日	大正 昭和 平成	〇〇年〇〇月〇〇日	電話番号	090-0000-0000
購入商品	商品名 (型番)	(例)MS-N53-S ※レシート、明細書、領収書に記載されている商品名(型番)を記載してください。			
	本体価格 (税抜)	¥24,000 ※消耗品(EMiぼかしなど)は対象外です。本体価格のみを記載してください。			
設置場所		那覇市 ※設置する場所の住所を記載してください。 上記住所と同じ場合は「同上」と記載してください。 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> ベランダ <input type="checkbox"/> その他() ※いずれかにチェック☑をつけてください。			
申請金額 (本体価格(税抜)の3分の2の価格で限度額 ¥30,000)		¥16,000 ※本体価格が「¥24,000」の時の申請金額			
自己負担額 (本体価格-申請金額)		¥8,000			

添付書類

申請者の身分証明書の写し
(運転免許証、保険証、住民票等)

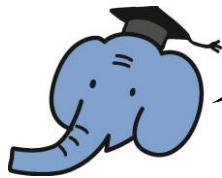
レシート、明細書、領収書
(本体価格(税抜)がわかるもの)

設置した生ごみ処理機又は生ごみ処理容器のカラー写真
(どこに設置したのかがわかるもの)

申請者の預金通帳の写し
(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人がわかるもの)

申請金額の計算については、窓口で職員と一緒に計算を行いますので、空欄のままご持参下さい。郵送される方は、一度お電話いただきますようお願いいたします。

【よくある質問】



Q & A ♪

Q.インターネットや県外で購入した生ごみ処理機器なども対象になりますか？

A.奨励金の対象になります。ただし、販売店発行の領収書に必要事項が全て記載されているかご確認ください。店舗印も必要になりますのでお気をつけ下さい。

Q.ディスポージャーは奨励金の対象になりますか？

A.奨励金の対象になります。ただし、事前に取り付けられていた建売住宅などの場合は対象外です。これから設置予定で、リフォームなど同時に行う場合、ディスポージャー単体の金額が分かる書類や下水道排水設備検査済証などが必要です。詳しくは、設置前に廃棄物対策課までお問合せ下さい。

Q.堆肥を作る際に必要なものは奨励金の対象になりますか？

A.奨励金の対象になりません。生ごみ処理機、処理容器本体のみが対象です。

Q.自分でダンボールコンポストやバケツコンポストを作成した場合、奨励金の対象になりますか？

A.奨励金の対象になりません。販売されている商品の購入に対して、奨励金は交付されます。

Q.生ごみ処理機をプレゼントしたいのですが、奨励金の対象になりますか？

A.奨励金の対象になりません。この制度は、購入した世帯が、那覇市のごみの減量に協力していただけることに対して、奨励金を交付する制度です。したがって、購入世帯以外の利用のために奨励金の交付をすることはできません。もし、偽って奨励金の交付を受けた場合は、奨励金返還の対象となります。

Q.生ごみ処理機器はどこで売っていますか？

A.生ごみ処理機は家電量販店など、生ごみ処理容器はホームセンターなどで販売しています。

Q.那覇市への転入前、転出後でも奨励金は受けられますか？

A.申請時に那覇市民である方が対象です。転入前、転出後の申請は奨励金の対象になりません。